

平成29年度 伊勢市防災会議

30.03.29

伊勢市防災センター



議案

- 議案第1号 伊勢市地域防災計画の修正について
- 議案第2号 伊勢市水防計画の修正について

報告事項

- (1)平成29年台風第21号について
- (2)伊勢市の主な事業概要について

伊勢市防災会議構成機関の災害時の対応

- (1)三重河川国道事務所
- (2)中部電力

議案

第1号

伊勢市地域防災計画の修正について

【資料1】
新旧対照表



年度	主な改訂内容
平成18年度	旧4市町村の地域防災計画をベースに新市の計画を作成
平成21年度	水防法の改正に伴い修正
平成23年度	災害対策本部設置基準の改正・業務担当課を記載
平成24年度	避難所指定基準の作成に伴う修正
平成25年度	災害対策基本法の改正に伴う修正
平成26年度	災害対策基本法の改正に伴う修正 南海トラフ地震防災対策推進計画の作成
平成27年度	東日本大震災の教訓を基に大規模改訂
平成28年度	洪水浸水想定区域図【宮川】の公表に伴う避難所見直し及び熊本地震の教訓を基に改訂

- 平成29年台風第21号の教訓課題
- 防災基本計画、三重県地域防災計画の改訂
- その他

平常時



発災直後

命を守る

避難所生活

生活再建

命を繋ぐ

台風第21号の対応では、伊勢市役所の職員が実災害で経験していない、「避難所生活」「生活再建」の業務を実施した。
(49年七夕豪雨を経験した職員は既に退職)



図上訓練で疑似体験はしていたが、実務として必要な手順、書類など今後のために整理が必要



対応についての「ふりかえり」を実施

- 台風第21号に対する「ふりかえり」(AAR)を実施(1/25)
- 人と防災未来センター菅野主任研究員に企画、評価のサポートをいただく。

①伊勢市災害対策本部の脆弱性や既存計画・マニュアル、ハードの課題を共有し改善に繋げる



伊勢市BCMの進捗管理票へ追記し、順次改善を行う



伊勢市地域防災計画の修正を行う

②次の災害に備え、未来の伊勢市職員へメッセージを残す



災害対応記録にまとめる

③台風第21号の重要課題を整理する



市役所幹部ワークショップで方針を検討する



全体風景



ワークショップ



幹部職員発表

●生活再建業務の整理

- ・災害救助法適用時の事務手続きの整理
- ・災害ボランティアの要請方法の整理 等

●災害対応の進捗管理を追加

- ・災害対応に遅れがある場合は今後の方針を企画し、全体の進行管理を行う内容を追加

●防災基本計画

- ・庁舎等が被災した場合でも、避難行動要支援者名簿の活用に支障がないよう、適切な管理に努める内容を追加
- ・避難所運営において、専門家と定期的な意見交換を行い、関連死の予防等に努める内容を追加

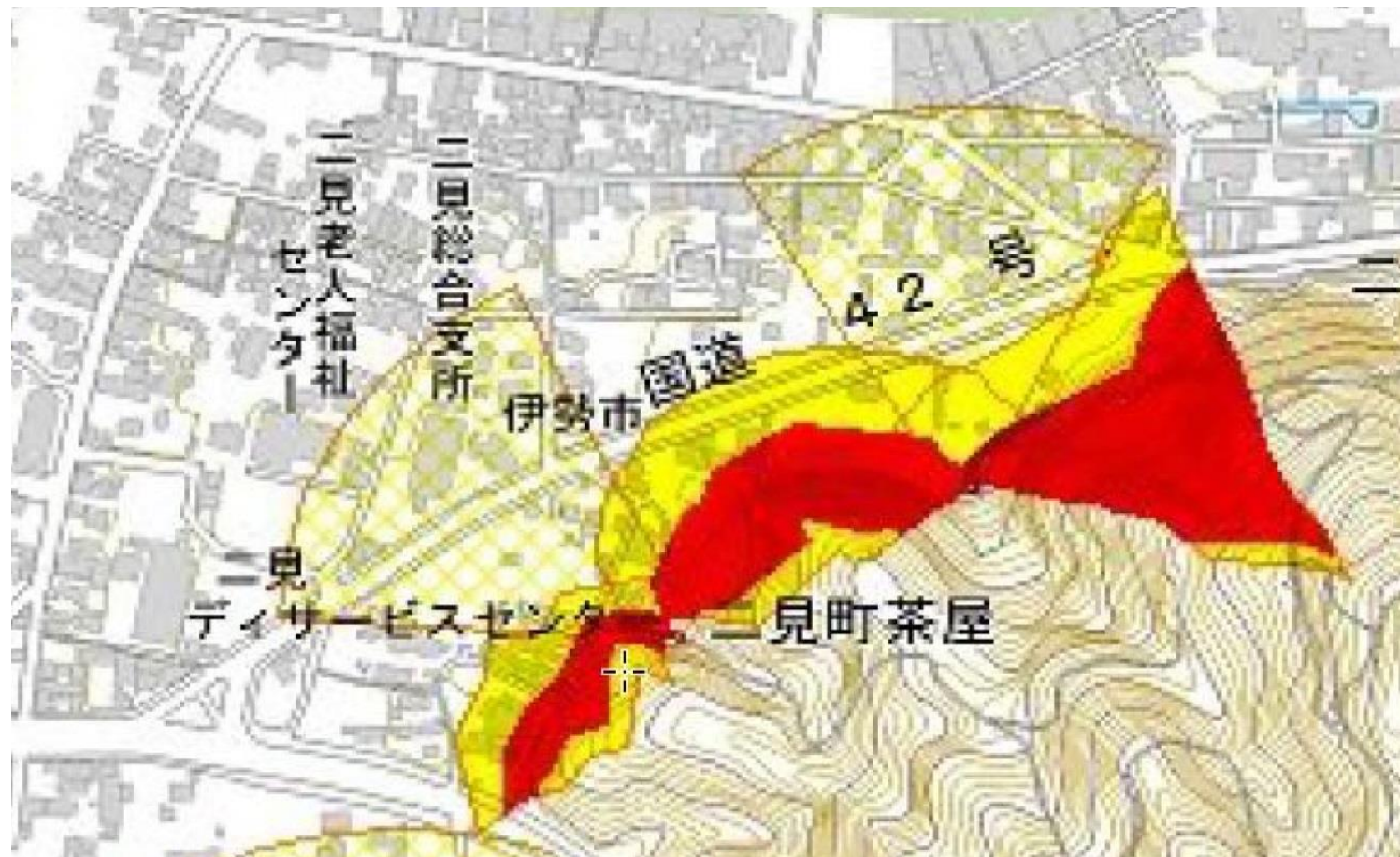
●三重県地域防災計画

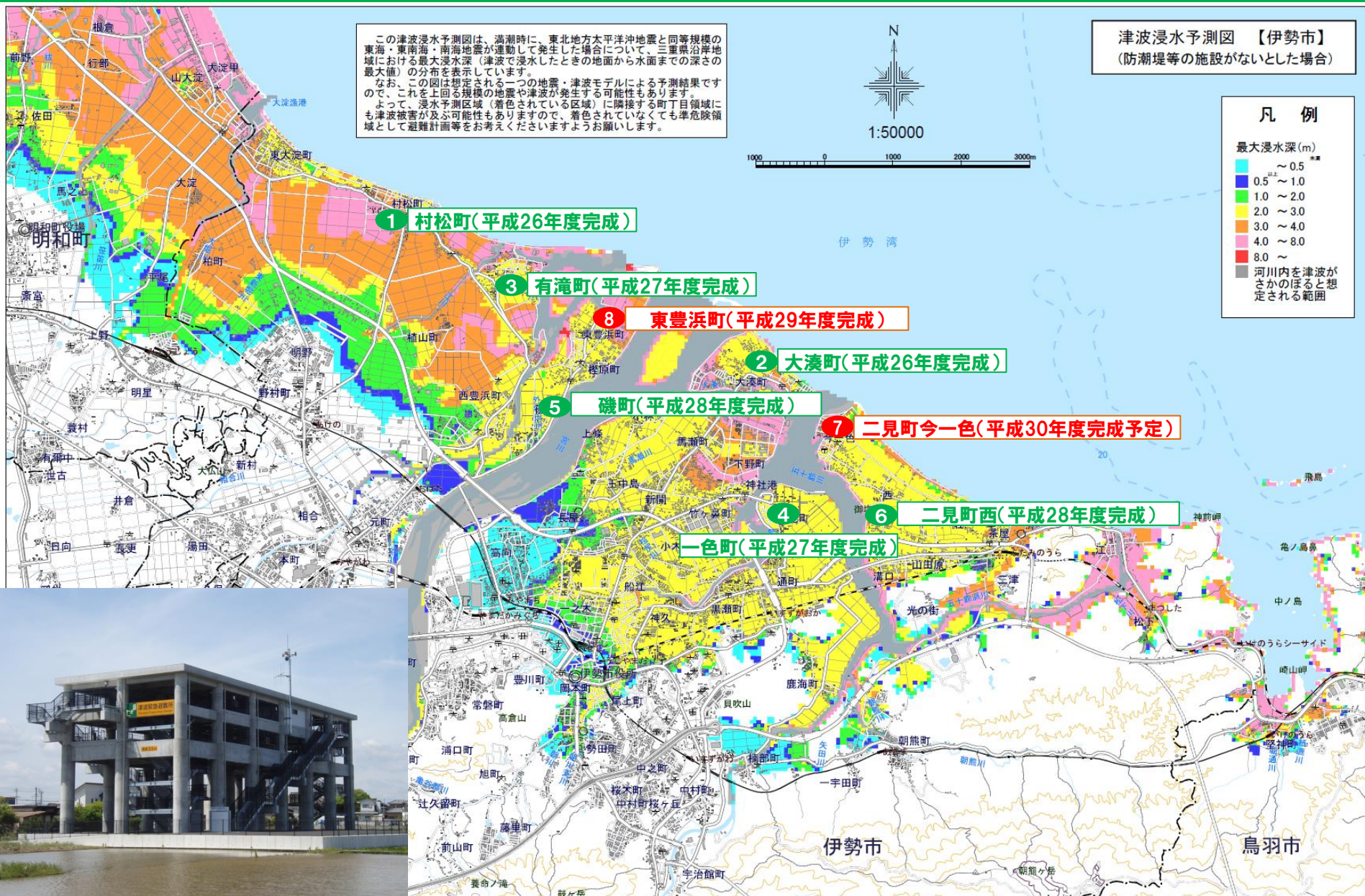
- ・他市町や県等からの応援を受け入れた際に、庁内からのニーズに対する過不足等を把握し、受援の進行管理を行う内容を追加



●土砂災害警戒区域の指定

二見老人福祉センター → 指定解除





津波浸水区域と津波避難タワー等の位置

議案

第2号

伊勢市水防計画の修正について

【資料2】
新旧対照表

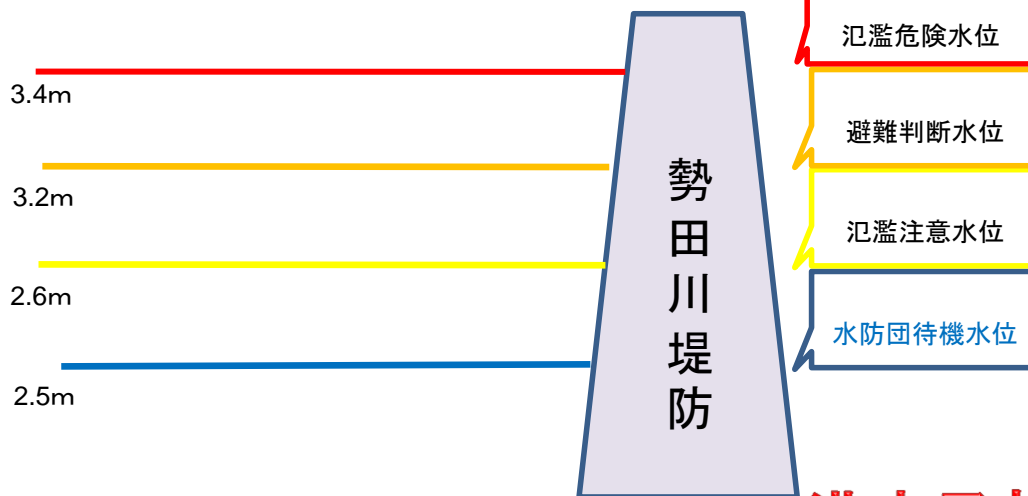


- 勢田川の洪水予報の設定
- 水防法の改正による要配慮者利用施設の避難確保計画及び避難訓練の義務化



岡本水位観測所水位

勢田川浸水想定区域の公表により



平成29年6月2日、勢田川の浸水想定区域の公表により、洪水予報を設定。

- 洪水予報**
- 氾濫危険水位: 3.4m**
- 避難判断水位: 3.2m**
- 氾濫注意水位: 2.6m**
- 水防団待機水位: 2.5m**



●要配慮者利用施設の避難確保計画及び避難訓練の義務化(水防法第15条関係)

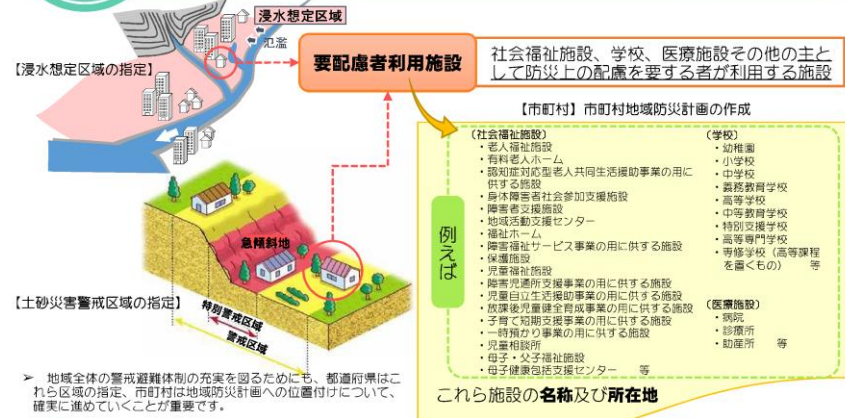
平成29年6月19日の水防法の改正により、要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るため、施設の管理者等は避難確保計画の作成、避難訓練の実施が義務となりました。

水防法・土砂災害防止法の改正 ～要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難のために～

※ 土砂災害防止法の正式名称：土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

「水防法等の一部を改正する法律（平成29年法律第31号）」の施行により、要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るため『水防法』及び『土砂災害防止法』が平成29年6月19日に改正されました。

ポイント! 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設※の管理者等は、**避難確保計画**の作成・**避難訓練**の実施が**義務**となりました。 ※ 市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設が対象です。

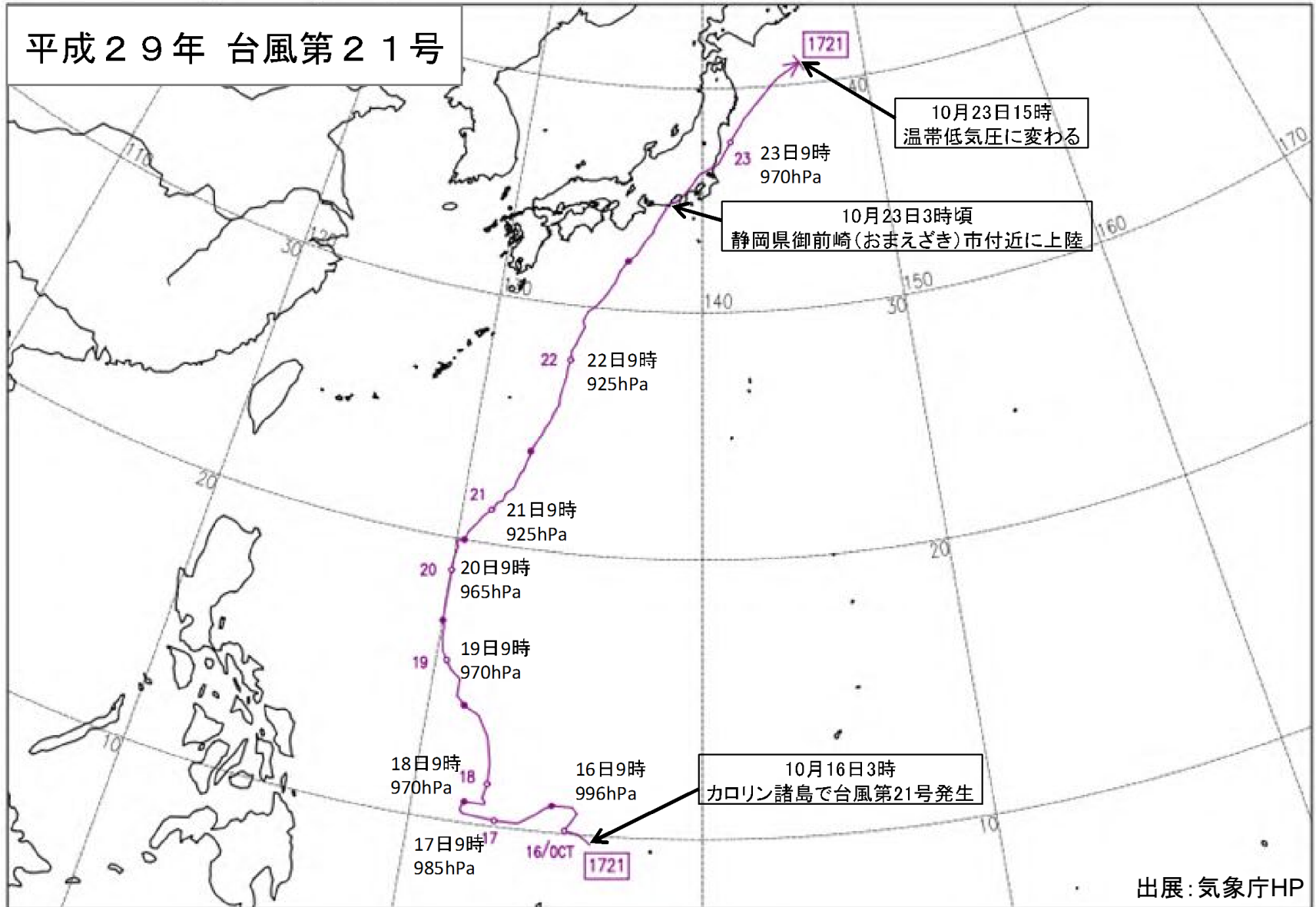


報告事項

(1)平成29年台風第21号について



○21日から22日にかけて日本の南を北上し、23日未明に伊勢市に最接近した



○48時間の降水量が小俣で539ミリとなり観測史上1位の値を更新

- これまでの最大400ミリで2000年9月12日（東海豪雨）
- 日降水量も473.5ミリを観測（過去最大306ミリの約1.5倍）

最大48時間降水量の多い方から20位（10月21日00時～23日24時）

順位	都道府県	市町村	地点名(よみ)	最大48時間降水量		
				(mm)	月日	時分
1	和歌山県	新宮市	新宮(シングウ)	888.5	10/23	00:10
2	三重県	尾鷲市	尾鷲(オウセ)	795.5	10/23	00:30
3	三重県	南牟婁郡御浜町	御浜(ミハマ)	649.5	10/23	01:20
4	和歌山県	東牟婁郡那智勝浦町	色川(イロカワ)	614.5	10/23	01:00
5	三重県	多気郡大台町	宮川(ミヤカワ)	574.5	10/23	00:50
6	三重県	熊野市	熊野新鹿(クマノアタシカ)	552.5	10/23	00:20
7	奈良県	吉野郡十津川村	玉置山(タマキヤマ)	544.5	10/23	01:40
8	三重県	伊勢市	小俣(オハタ)	539.0	10/23	02:50
9	和歌山県	東牟婁郡串本町	潮岬(シオミサキ)	520.5	10/23	00:40
10	和歌山県	田辺市	本宮(ホングウ)	513.0	10/23	02:00
11	三重県	鳥羽市	鳥羽(トハ)	500.0	10/23	03:10
12	奈良県	吉野郡下北山村	下北山(シモキタヤマ)	496.5	10/23	02:30
13	徳島県	勝浦郡上勝町	福原旭(フハラアサヒ)	476.0	10/23	01:30
14	奈良県	吉野郡天川村	天川(テンカワ)	475.0	10/23	07:10
15	奈良県	吉野郡上北山村	上北山(カミキタヤマ)	469.5	10/23	01:50
16	三重県	松阪市	粥見(カユミ)	459.5	10/23	03:10
17	三重県	北牟婁郡紀北町	紀伊長島(キイガシマ)	440.0	10/23	03:10
18	三重県	度会郡大紀町	藤坂峠(フジサカトウゲ)	431.5	10/23	02:20
19	和歌山県	東牟婁郡古座川町	西川(ニシカワ)	431.0	10/23	01:30
20	奈良県	宇陀郡曾爾村	曾爾(ソニ)	429.5	10/23	03:50

出展：気象庁HP

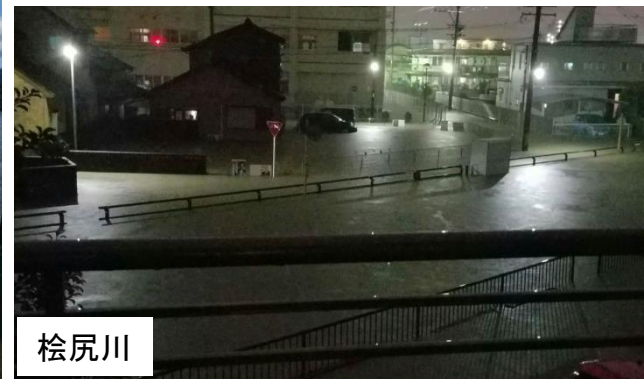
※アメダス観測値による統計

○市内の大きな河川では氾濫危険水位をすべて超える
 ➤ 勢田川、桧尻川、矢田川、汁谷川等では堤防を越える出水

観測所	岩出	中村	岡本	大堀川新橋	西豊浜	松下
河川	宮川	五十鈴川	勢田川	大堀川	外城田川	松下川
最大水位	23日2:40 8.84m	23日0:50 3.66m	22日19:40 3.69m	22日19:50 3.27m	23日1:40 4.41m	22日18:40 3.37m
氾濫危険水位	8.20m	2.70m	3.40m	3.11m	3.56m	-



汁谷川

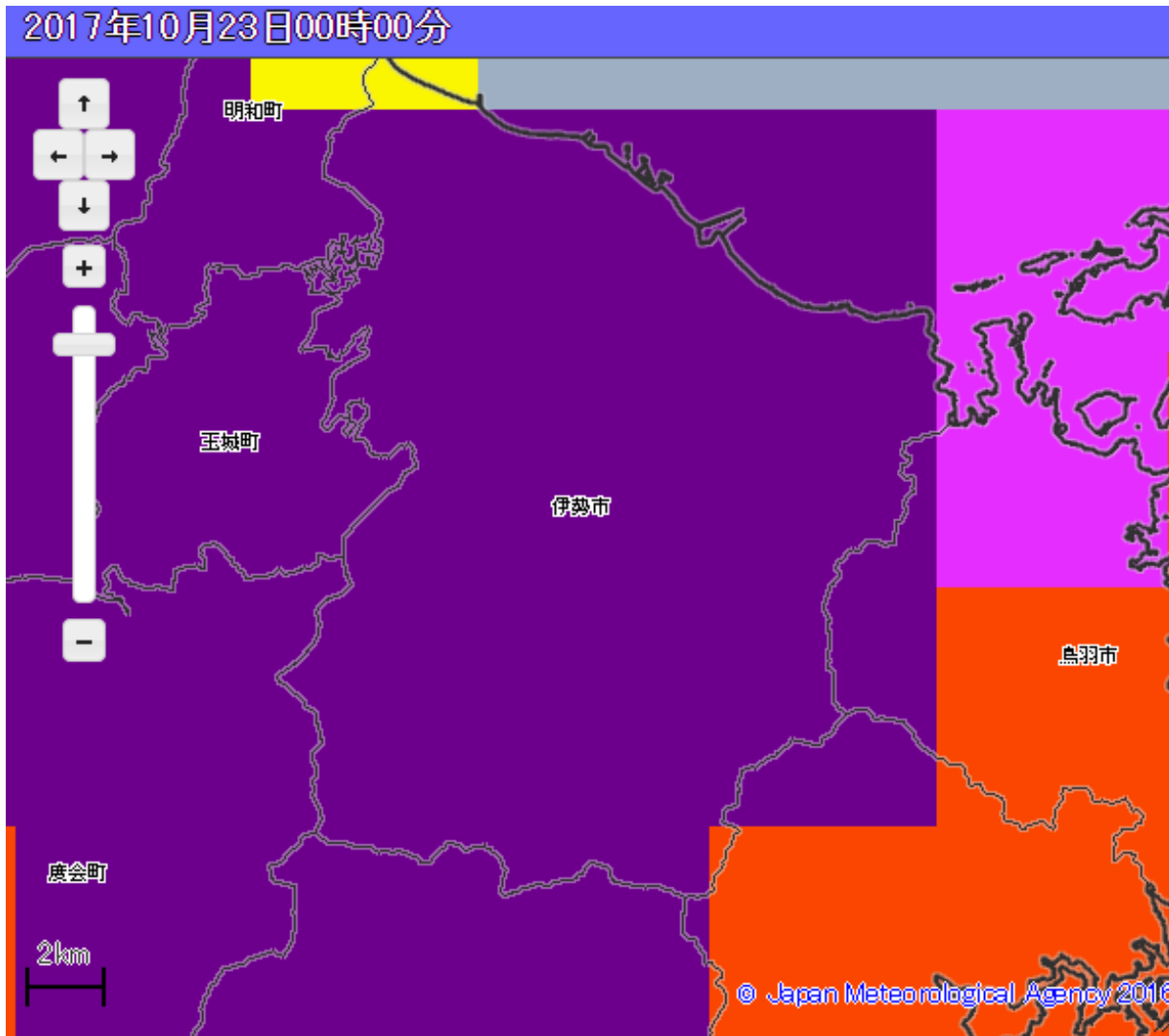


桧尻川

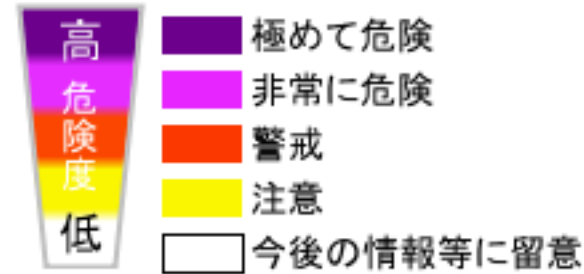
出展：国土交通省：川の防災情報

○近年に無い状況まで土砂災害の危険性が高まった

- 22日18時45分に土砂災害警戒情報が伊勢市に発表される
- 23日0時には市内全域が土砂災害の危険性が「極めて危険」の状態



土砂災害警戒判定メッシュ情報



出展: 気象庁HP

○人的被害、建物被害、公共土木施設など多くの被害を受けた

●人的被害 死者 1名

●家屋被害 家屋等の浸水の状況（平成30年1月31日現在）（単位：棟）

床上浸水	床下浸水	店舗、倉庫等の浸水	合計
406	671	773	1,850

床上浸水の家屋の被害判定

一部破損	半壊	大規模半壊	合計
320	73	13	406

●公共土木施設

- i 道路・法面崩壊 3箇所
- ii 河川 11河川
- iii 公園 法面崩壊・流木の撤去作業
- iv ポンプ場 3箇所（配電盤冠水）

●その他 公共施設の他、農林水産業、商工業なども大きな被害を受けた

- 10月26日（前回の記者会見）以降の主な対応
- 被害の概要調査結果を基にスピード感を持って実施

- 10月27日
 - ・避難所閉鎖（避難者は市営住宅、福祉施設等へ移動）
- 31日
 - ・被害認定調査開始（11/3～9 県職員の派遣を受け実施）
 - ・災害ゴミ（畳）の処分を協定に基づき近隣施設へ依頼
 - ・楠部町の一部（法面崩壊）に避難指示（緊急）発令（2世帯4名）
- 11月 8日
 - ・罹災証明書発行開始
- 13日
 - ・各種支援制度受付開始
 - ・三重県へ要望書を提出
 - 伊勢市災害見舞金の給付開始
- 27日
 - ・激甚災害の指定を受ける（農林水産業関係）

- 「大規模半壊」の被災者に対して戸別訪問で特に丁寧に支援制度をお知らせ
- その他の被災者に対しては罹災証明書発行時、伊勢市災害見舞金の給付時に支援制度をお知らせ

- 罹災証明書の発行状況
- 災害見舞金の支給状況

● 罹災証明書

11月8日（水）から順次発行開始

発行実施期（平成30年1月31日時点）

罹災証明書 681件

罹災届出証明書 189件

※罹災届出証明書は車などの被害について、罹災の届出があった事を市が証明するもの

● 伊勢市災害見舞金

11月13日（月）から対象となる被災者を職員が訪問し手渡し

支給状況（平成30年1月31日時点）

対象となる被災者 448世帯

受渡済世帯 448世帯（受渡率100%）

報告事項

(2)伊勢市の主な事業概要について



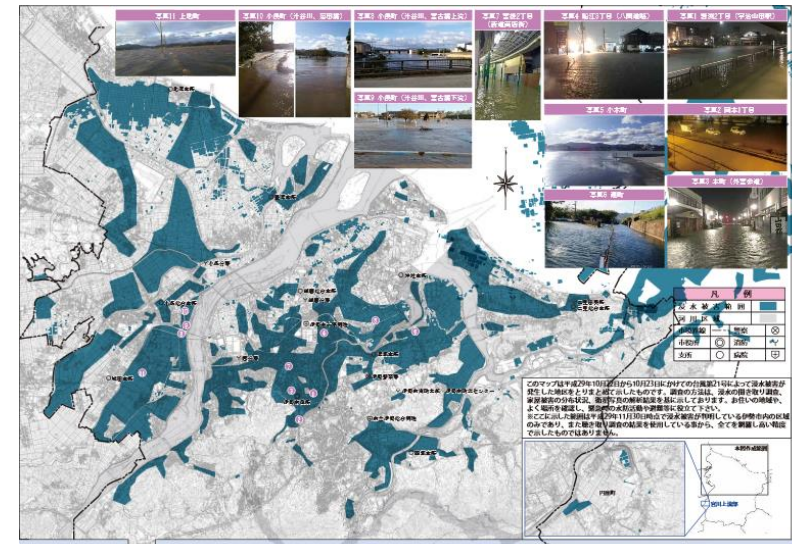
勢田川流域等浸水対策協議会の設立

台風第21号で内水氾濫で広範囲に浸水したことを受け、国、県、市によって協議会を設立しました。

協議会では、各行政機関が取組む事業の連携・調整を図り効果的な対策を推進します。



協議会の開催状況 = 伊勢市内



平成29年台風第21号による浸水実績図（協議会で配布）
伊勢市HPより

<http://www.city.ise.mie.jp/secure/44962/sinsuijissekizu20171221.pdf>

水位計の設置

洪水時に河川の水位を管理者の区別なしにスマートフォン等で閲覧できるようにするシステムを運用するため、3月19日に国、道府県、市町村が一体で水位計協議会を設立しました
システムは平成30年6月に運用開始予定



【圧力式水位計設置例】



【電波式水位計設置例】



【超音波式水位計設置例1】



【超音波式水位計設置例2】

地域でのワークショップの実施

宮川・勢田川の新たな浸水想定での避難についてワークショップを実施しています。

ワークショップではマグネットやシールを使用して、自身がどのタイミングで避難を開始するかを考えてもらいます。



宮川があふれる！家族を守るための早目の行動！！

〇〇家の避難先：△△町の親戚宅

避難指示（緊急）	度会橋橋脚
避難済み	<p>水位が上がり、危険が高まります</p>
避難勧告	
避難を開始する	宮川親水公園入口
避難準備高齢者等避難開始	<p>台風がこれから伊勢市に近づいてくる予定です。大雨や強い風に備えましょう。あなたの洪水避難シートを確かめて行動してください。</p> <p>台風接近</p>
親戚宅へ連絡 貴重品を2階へ運ぶ	
台風が近づく前	
買い物を済ませておく 家の周りを片付ける	

伊勢市防災大学の実施

災害に強いまちづくりを目指すため、市民の皆様を対象に伊勢市防災大学を平成29年度より実施しております。

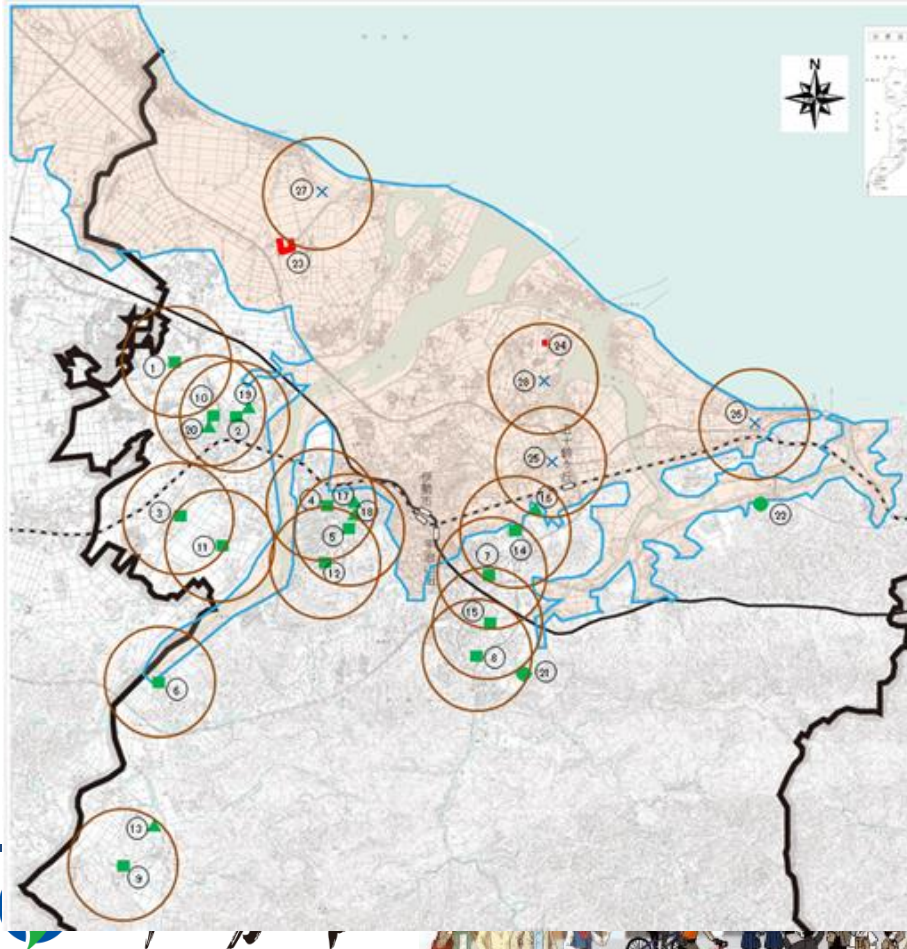
今年度は40名の方が受講し、神戸市の人と防災未来センターの視察研修など全7回の講座を開催しました。

平成30年度も引き続き実施します。



災害用トイレ、防災備蓄倉庫の整備

平成30年度～平成33年度（4年間）で災害用トイレ21箇所、防災備蓄倉庫2箇所を整備します。



番号	施設名	災害用トイレ		太陽光 照明灯	移動 円滑化
		マンホール トイレ	多目的 トイレ		
1	明野小学校			○	○
2	小俣小学校		○	○	○
3	城田小学校	○		○	○
4	中島小学校		○	○	○
5	早修小学校		○	○	○
6	佐八小学校	○	○	○	○
7	修道小学校	○	○	○	○
8	進修小学校		○	○	○
9	上野小学校	○	○	○	○
10	小俣中学校			○	○
11	城田中学校	○	○	○	○
12	伊勢宮川中学校	○		○	
13	旧沼木中学校	○	○	○	○
14	倉田山中学校	○	○	○	○
15	五十鈴中学校		○	○	○
16	伊勢市生涯学習センター	○		○	
17	伊勢市健康福祉センター			○	
18	サンライフ伊勢			○	
19	小俣保健センター			○	
20	小俣農村環境改善センター		○	○	
計		9	12	20	14
21	宇治地区防災地区倉庫				
22	二見地区防災備蓄倉庫				

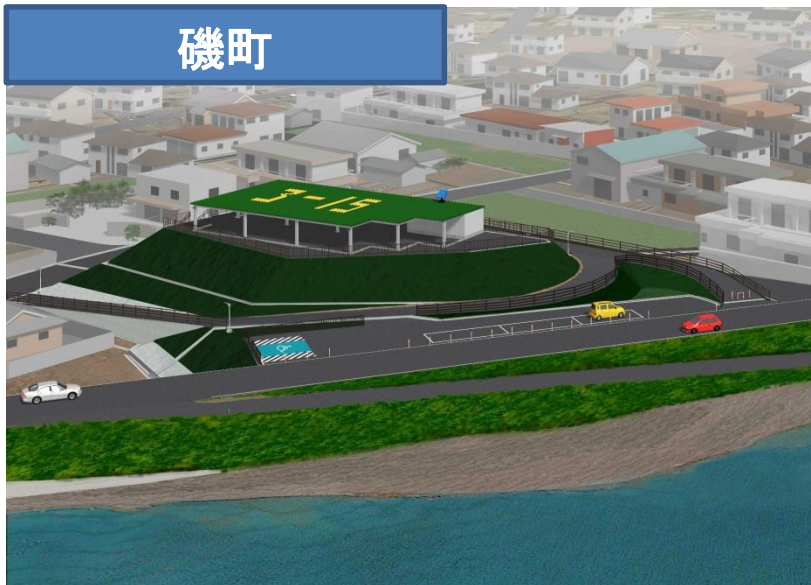


津波避難施設の整備

津波からの避難困難地に対し緊急避難を目的とした施設の整備(8箇所)を実施。

整備状況

- ★今一色・・・平成29年度完成
- ★東豊浜・・・平成30年度完成予定



平成28年度までに整備済み地区
村松町・大湊町
有滝町・一色町
磯町・二見町西

避難所運営マニュアル

大規模災害時には、地域が主体となった避難所運営が必要です。

避難所運営マニュアル

活動編



この「活動編」では、災害発生後の避難から避難所運営にかけての基本的な流れを示しています。以下の方が共有して活用します。

- 【地域団体】**
連合自治会や自治会など、避難所が設置される地域で組織されている団体です。
- 【避難者】**
避難所に避難される方です。避難者はおおむね避難所が設置されている地域の住民ですが、それ以外の方が避難される場合もあります。
- 【避難所担当職員】**
伊勢市から避難所に派遣される職員です。市が避難勧告等を発令した場合や、市方で震度6弱以上の地震が発生した場合に、各指定避難所へ派遣されます。
- 【施設管理者・職員】**
避難所となる施設の管理者や職員です。

総 務 課

避難所の空間配置①「避難スペースの整理」 A-①

★ 避難所を円滑に運営するためには、居住・共有スペースを決めて周知する必要があります。
 ★ 各スペースはそれぞれの用途を明確にするとともに、ルールを周知し、守ってまいります。
 ★ A-①②③を活用し、時期に応じた空間配置を実施してください。

1 居住スペース → 避難直後に行うこと

5272 避難者を収容後、事前協議に基づき地域ごとにスペースを割り振ります。
 * 避難当初は、一時的に避難している方も多く含まれる時期なので、広いスペースの中で地域ごとにまとまってまいります。 ※裏面の「避難初期の空間配置例」を参照

災害時要援護者（高齢者・障害者・乳幼児など）への対応
 （※ 体力・障害・症状などから、ケアが必要な方）

5272 体育館での避難生活が可能な場合は、その中で環境のよい避難スペースを確保します。
 * 足腰が悪い、支援が必要など、良い環境を提供する必要がある場合。

5272 体育館での避難生活が難しい場合は、施設管理者との事前協議に基づき別の部屋などを使用します。
 * 介護が必要、歩行が困難など、大勢の人の中での生活が困難な場合。
 ※裏面の「災害時要援護者の対応例」を参照

2 共有スペース → 避難直後に行うこと

5272 避難直後から必要となる「トイレ」、「ベツスペース」、食事を作る「調理設備」などは、場所や使用の可否を早めに確認して対応します。
 * トイレの対応はシートCを参照してください。
 * ベツの対応はシートFを参照してください。
 * 調理設備についてはシートHを参照してください。

* 避難所の状況が落ち着いてきたら
 居住スペースについては「A-②」を実施します。
 共有スペースについては「A-③」を実施します。

マニュアル策定に取り組んでいる地域
進修地区（進修まちづくりの会）
神社地区（神社地区まちづくり協議会）
城田地区（城田地区まちづくり協議会）
沼木地区（沼木まちづくり協議会）
明倫地区（明倫地区まちづくり協議会）
マニュアルが策定されている地域
厚生地区（厚生地区まちづくりの会）
浜郷地区（浜郷地区まちづくり協議会）



伊勢市防災会議構成機関の災害時の対応

(1) 三重河川国道事務所 【資料3】

(2) 中部電力 【資料4】

■次年度以降

次年度以降も防災会議構成機関の皆様から順番に災害時の対応について御紹介いただきたいと思いますと考えています。

発表についてお願いさせていただいた際にはご協力ください。